

苫小牧市固定資産(土地)評価資料作成業務に係る
企画提案書作成要領

令和6年5月
苫小牧市財政部資産税課

苫小牧市固定資産(土地)評価資料作成業務に係る 企画提案書作成要領

1 企画提案書作成等の提出書類

参加意向書提出後、当市から提案資格確認結果通知により認可を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書(第9号様式)
- ② 会社概要(様式任意。ただしA4版とする)
- ③ 業務実績書(様式1)
- ④ 業務の実施体制(様式2)
- ⑤ 企画提案書(様式任意。ただしA4版とする)
- ⑥ 参考見積書(様式3)

(2) 提出部数

①～⑥を各10部

(①及び⑥は、正本1部のみ押印必須。残り9部は複写可とする)

(3) 提出期限

令和6年6月20日(木)午後5時15分(必着)まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は書留)とする。

(5) 提出場所

苫小牧市財政部資産税課土地係(担当者:横山、山田)

電話0144-32-6267

2 企画提案書記載方法

(1) 「苫小牧市固定資産(土地)評価資料作成業務仕様書」の令和6年度の業務及び、令和7年度から令和8年度までの予定業務の中で、下表1の項目について企画提案書を作成すること。

(2) 各企画提案書の表題として、下表1の「番号」、「項目名」を記載すること。

(3) 各企画提案書には、下表1の「○」印について以下の内容を記載すること。

「方法」……………実施方法について記載すること。

「体制」……………実施体制について、対応人数及びその内訳を記載すること。

(例:対応人数4人(内不動産鑑定士3人、システムエンジニア1人))

「資料」……………実施時に市へ提供される資料について記載すること。

「回数」……………実施回数を記載すること。

「スケジュール」…実施スケジュールについて記載すること。

(4) 記載する内容がない業務については、企画提案書の表題及び記載する内容がない理由を記載し提出すること。

(5) 各業務以外に特に記載する事項があるときは、表題を「業務以外の企画提案書」とし記載すること。

(6) 様式は任意とする。ただし、A4に製本して提出すること。

(7) 頁枚数の制限は設けない。

表1

番号	項目名	方法	体制	資料	回数	スケジュール
1	価格形成要因の分析 用途地区・状況類似地域・主要な 街路及び標準宅地の見直し	○	○	○		○
2	土地価格比準表の見直し	○	○	○		○
3	新設街路の設定	○	○	○		○
4	各種変更に伴う路線価の設定 価格バランスの検討・相続税路線 価との調整・下落修正に伴う検討	○	○	○		○
5	所要の補正に関する調査業務	○	○	○		○
6	相談業務、研修会の実施	○	○	○	○	○
7	北海道及び税務署提出に係る基礎 データ資料作成	○	○	○		
8	ゴルフ場用地の評価替えに係る精通 者意見価格調査	○	○	○		○
9	市街化調整区域の商業系宅地の価 格水準調査	○	○	○		○
10	調査報告書等の作成	○	○	○		

3 参考見積書

(1) 「苫小牧市固定資産(土地)評価資料作成業務仕様書」に基づき、令和6年度の業務及び、令和7年度から令和8年度の各年度の参考見積書を様式3により作成すること。

(2) 見積金額は、積算根拠がわかるように作成すること。

4 企画提案書等の取扱い

提出書類に記載された事項は、企画提案書とあわせて契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合は、市と受託者との双方で協議を行い解決する。

5 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された書類を無効とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があったと市が認めた場合

6 企画提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本企画の提案競技において知り得た情報(周知の情報は除く)は、本企画の提案競技の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本企画の提案競技への関わりがなくなった時点で、市から配布された資料及び、その他知り得た情報については、適切に破棄すること。